

西宮市開発審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西宮市附属機関条例第50条の規定に基づき、西宮市開発審査会（以下「審査会」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定例会及び臨時会)

第2条 審査会は、臨時会とする。

2 臨時会は、会長が都市計画法に定められた事案のほか、開発行為等の規制についての重要事項に関することを審査する必要があると認めたときに、これを招集する。

(審査会の印)

第3条 審査会が作成する文書が真正であることを認証することを目的として、審査会の印（以下「印」という。）を定める。

(1) 西宮市開発審査会長印

2 印のひながた、書体及び寸法等は別表第1のとおりとする。

3 印の保管及び使用については、別表第1に定める管守者がその責任を負う。

4 管守者は、印について盗難、紛失、破損その他不正使用等を防止するための措置を採るとともに、その管理を厳重に行わなければならない。

5 印は、通常使用する場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、特別の事情によりあらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りではない。

(招集)

第4条 会長は審査会の5日前までに会議に付すべき議案を添えて開催の日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の傍聴)

第5条 会議は、公開とする。ただし、会長が会議に諮って議決を得たときは非公開とすることができる。

2 非公開とする場合は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とする。

(1) 西宮市情報公開条例(昭和62年3月25日西宮市条例第22号)第6条各号に該当すると認められる事項を審議するとき。

(2) 公開することにより、会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

(議事録)

第 6 条 会長は、議事録を調製し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) 議事の要旨

2 議事録には会長及び会長があらかじめ指定した 1 人の委員が署名押印するものとする。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成 20 年 12 月 15 日から実施する。

付 則

この規程は、平成 21 年 5 月 21 日から実施する。

付 則

この規程は、平成 24 年 1 月 19 日から実施する。

付 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から実施する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

別表第 1 (第 3 条関係)

名称	ひながた	書体	寸法	管守者
西宮市開発審査会長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">西 宮 市 開 発 審 査 会 長 之 印</div> <p>【図内文字】 西宮市開発審査会長之印</p>	楷書	方 2 . 4 c m	建築調整課長